

函館市福祉のまちづくり条例整備基準適合状況（平成28～30年度）

○届出対象施設：新築や整備基準に関わる部分（出入口、廊下など）の増改築等を行った公共的施設

【届出のあった公共的施設の内訳】

（単位：件）

区 分		H28	H29	H30
1	病院・診療所等	7	4	4
2	劇場、観覧場、映画館等			
3	集会場・公会堂等	1	4	4
4	展示場等			1
5	物品販売業を営む店舗	30	21	28
6	ホテル・旅館等	7	8	10
7	老人福祉施設等	12	18	10
8	遊技場・体育館等	1	1	1
9	博物館・美術館等			
10	公衆浴場等		1	1
11	飲食店	9	12	11
12	サービス業を営む店舗	1	2	5
13	金融保険業を営む店舗	2		
14	自動車車庫			
15	公衆便所			
16	公益上必要な建築物		1	
17	学校	1	2	10
18	事務所	4	3	2
19	共同住宅・寄宿舎等	2		2
20	地下街等			
合 計		77	77	89

【整備対象箇所の内訳】

（単位：件）

整備対象箇所		基準に適合している施設数		
		届出のあった施設数		
		H28	H29	H30
1	出入口	33 / 74	44 / 76	44 / 86
2	廊下等	6 / 72	7 / 67	19 / 77
3	階段	5 / 27	11 / 33	9 / 47
4	エレベーター	3 / 8	6 / 20	6 / 14
5	便所	20 / 71	25 / 73	22 / 73
6	駐車場	14 / 54	17 / 54	19 / 56
7	敷地内通路	5 / 63	9 / 69	22 / 76
8	洗面所	11 / 55	29 / 58	21 / 61
9	浴室等	6 / 14	15 / 19	11 / 20
10	シャワー室等	2 / 7	3 / 4	1 / 4
11	観覧席等	0 / 0	0 / 0	0 / 0
12	公衆電話所	0 / 0	0 / 0	1 / 1
13	カウンター	11 / 48	12 / 47	11 / 47
14	案内標示	9 / 43	11 / 37	5 / 39
15	改札口	0 / 0	0 / 2	2 / 3
16	授乳場所	14 / 28	11 / 33	17 / 34

【整備基準の一例】

出入口 ・内法幅80cm以上
 ・戸を設ける場合は、自動開閉し、または車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造（回転扉等は使わないようにする。）
 ・車いす使用者の通過の支障となる段がない（例：高低差が1cm程度で丸みを持たせた段）

便所 ・車いす使用者用便所の設置（車いす使用者が円滑に利用できることができるよう十分な面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便所）
 ・車いす使用者用便所および便所の出入口の内法幅80cm以上
 ・出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉できる構造（引き戸とし、構造上やむを得ない場合は外開きとする。また、外部から合鍵で開けられる構造とする。）
 ・段がない
 ・粗面またはぬれても滑りにくい材料仕上げ
 ・床置き式小便器の設置（男子用小便器を設ける場合。）